

一般競争入札の実施について

市川市長 村越 祐民

下記 2 件の契約について一括で入札を実施しますので公告します。参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に關係書類を添付のうえ提出してください。

記

1. 件名

- (1) 会計年度任用職員管理システム導入業務委託
- (2) 会計年度任用職員管理システム ASP サービス利用

※ (1) は以下「委託契約」という。(2) は以下「使用契約」という。

2. 施行場所 市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号 市川市役所総務部職員課

3. 施行期間 (委託契約) 令和元年 1 月 2 日 から令和 2 年 3 月 10 日まで
(使用契約) 令和 2 年 3 月 1 日 から令和 2 年 3 月 31 日まで

4. 委託契約及び使用契約の概要 別紙仕様書のとおり

5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加申請日 (以下「申請日」という。) 現在において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿に登録している者、又は下記の書類を提出し、入札に参加可能と認められる者

- ア 履歴事項全部証明書
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届兼委任状 (市指定用紙)
- エ 納税証明書

次に記載するもののうち該当する納税証明書

- ① 市内に事業所がある場合
 - ・市税[法人市民税の納税証明書] (直近 2 年)
[固定資産税の納税証明書] (直近 2 年)
 - ・国税[法人税及び消費税の納税証明書(その 3 の 3)]
- ② 上記①に該当しない場合
 - ・国税[法人税及び消費税の納税証明書(その 3 の 3)]

- (2) 過去 3 年間に国または地方公共団体で人事給与システムの導入実績を有する者
(会社分割・合併等により新設された会社については分割・合併前の会社の実績も可とする)

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

- ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- エ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
- キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和元年11月1日（月）から令和元年11月18日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所総務部職員課
電話047-712-8574
- (4) 提出方法 持参による提出のみとする。
- (5) 提出書類
 - ア 「市川市一般競争入札参加申請書」（指定用紙）
 - イ 誓約書（指定用紙）

※ 申請書等には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）を記載すること。

※ 申請書等の記載事項（現況）が市川市入札参加業者適格者名簿と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に住所・商号又は名称・代表者等が変更した場合は、その旨を直ちに市川市総務部職員課に連絡した上で、ちば電子調達システムで作成した入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写しを入札開始時刻までに提出すること。

※ 指定用紙は市川市ホームページからダウンロードすること。

- ウ 上記5(2)の実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書等）
- エ 市川市入札参加業者適格者名簿に登録がない場合、5(1)ア～エに掲げる書類

(6) 入札参加資格の有無

- ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和元年11月22日（金）午後5時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。
- イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和元年11月22日（金）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、「参加資格者証」という。）を電子メールで送信する。なお電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。
- ※ 「委任状」・「入札書（再度入札を含め2枚）」・「内訳書」は、市川市ホームページからダウンロードすること。

7. 質疑について

(1) 入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、市川市総務部職員課へ電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

(質疑書は市川市ホームページからダウンロードすること。)

ア 質疑提出期間 令和元年11月11日(月)から令和元年11月18日(月)午後5時まで

イ 質疑提出電子メールアドレス (shokuin@city.ichikawa.lg.jp)

ウ 質疑回答日 令和元年11月22日(金)までに回答する。

(2) 質疑に対する回答は電子メールで行う。なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し電子メールで行う。

8. 入札日時及び場所

(1) 日時 令和元年11月26日(火)午前10時00分から

(2) 場所 市川市役所仮本庁舎4階 第2委員会室(市川市南八幡2丁目20番2号)

9. 入札保証金 免除

10. 支払条件

(1) 前金払 無

(2) 部分払 無

(3) 概算払 無

(4) その他 支払回数及び支払時期については、契約時に協議するものとする。ただし、1回あたりの支払金額は、各年度の契約金額を各年度の契約月数で除した月額に各支払時期の実績月数を乗じた金額とする。

11. 最低制限価格の設定 無

12. 内訳書の提出 有

(市指定の内訳書を入札時に提出すること。提出がない場合は入札が無効となる。)

※項目ごとに見積もり金額を積み上げた積算内訳を必ず記入した内訳書を提出すること。

13. 入札金額の記載方法

(1) 入札書には、次に掲げる金額を記載すること。

ア 委託契約に係る金額(総額・税抜額)

イ 使用契約に係る金額(月額・税抜額)

ウ 令和元年度におけるア及びイの合計額(税抜額)

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. その他の入札必要事項

(1) 入札に際し、市指定の内訳書を提出すること。

(2) 入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。

(3) 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状(本人の記名、押印とともに)

に代理人又は復代理人が記名、押印したもの)を提出し、入札書へ本人の記名、押印とともに代理人又は復代理人が記名、押印すること。

- (4)一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5)本件入札の予定価格は、委託契約、使用契約及びこれらの合計金額のいずれの金額においても設定するものとする。
- (6)委託契約、使用契約及びこれらの合計金額の全てについて予定価格以内であり、かつ、合計の入札金額について最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (7)委託契約、使用契約及びこれらの合計金額について、全て予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (8)使用契約の金額については、入札金額を次年度以降の参考値とする。
- (9)落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

15. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

16. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 明らかに連合によると認められる入札
- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- キ 内訳書の提出を条件とされている入札において市指定の内訳書の提出がない者のした入札
- ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ・記名押印のない入札書
 - ・入札金額を訂正した入札書
 - ・入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・要領を知得することができない入札書
 - ・鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - ・代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

※直接原価を割り込むことが明確であるような入札金額設定を行っているとは判断される場合は適正な履行が可能かどうか調査した上で、入札を無効とする場合がある。

17. 契約の方法

委託契約にあつては入札金額(総額)に消費税及び地方消費税を加えた額、使用契約にあつては入札金額(月額)に消費税及び地方消費税を加えた額での契約とする。

